



# TMC情報

Vol. 152

平成30年4月号

発行所：株TMC経営支援センター／社会保険労務士法人TMC／株TMC給与計算センター／行政書士法人TMC／TMC労働保険組合／TMC司法書士事務所  
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1丁目10番地6 | URL: <http://www.tmc-jinji.com/>  
TEL 0287-67-3023 FAX 0287-67-3024 | MAIL: [info@tmc-jinji.com](mailto:info@tmc-jinji.com)

## 働き方改革実現セミナーの報告

3月9日、TMC主催の「働き方改革実現セミナー」を宇都宮市で開催しました。

第1部 基調講演では、政府が掲げる「働き方改革実行計画」に対する労務管理上のポイントを中心に解説しました。

第2部 パネルディスカッションでは、パネラーの皆様から、自社の取組内容などの大変貴重なお話を頂きました。

受講者の皆様は大変関心が高く、アンケートでは「社員の意識改革」「管理職育成」「長時間労働是正」「生産性向上」に興味を持っている方が多くみられました。

これらを踏まえて、次回以降のセミナーを各地で開催していきます。

### ＜パネルディスカッション抜粋＞

税理士法人 澤田会計事務所 代表社員 澤田真由美様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思うような人材はなかなか獲得できない時代。即戦力型から育成型へシフトしている。</li> <li>・ 直行直帰を認めるようにして、無駄な残業が減った。</li> <li>・ 人によって仕事に対する価値観が異なる。本人がどの程度・どのように働きたいかを把握することが重要。</li> </ul>
社会福祉法人 信徳会 理事長 横川恵様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員に求めるのは、積極性やリーダーシップ。マネジメントと資格は別。</li> <li>・ 仕事と家庭の両立のために楽をさせ過ぎると、逆に本人が不幸になることも。本人に意欲があるなら、子育て中もキャリアアップ推進を。</li> <li>・ 権利主張ばかりの職員は大成しない。人に感謝できる職員にしていく。</li> </ul>
村田発條株式会社 常務取締役 磯昭典様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国人やメキシコ人は、あまり残業をしないが、所定時間内は日本人より集中してよく働く。(生産性が高い)</li> <li>・ 会議を半分に減らした。現場が稼働する時間には会議を入れない。</li> <li>・ 管理者には、部下を育てることに集中させる。</li> <li>・ 設備投資、5S推進、業務の仕分けなどで生産性が向上している。</li> </ul>

## 人材確保の専門窓口

福祉・建設・警備・運輸業を支援

平成30年4月より、ハローワーク宇都宮に「人材確保対策コーナー」が設置されました。人材確保が困難とされる4業種 ①福祉(介護、医療、保育)、②建設、③警備、④運輸業に特化した求人・求職支援窓口です。

- ・ 業界団体と協力し、マッチング推進
- ・ 求人者に対し、求人条件見直しのアドバイス、事業所見学会や就職面接会のセッティング
- ・ 求職者に対し、職業相談と職業紹介

※他にも、仙台、盛岡、福島、郡山、大宮、池袋など全国各地に同様のコーナーあり。

# 管理職向けセミナーのご案内

働きぶり改革をテーマとしたセミナーを開催致します。奮ってご参加ください。  
(内容の詳細や申込書はTMCホームページ 最新情報に掲載されています。)

## 1. 労務リスク対策研修

開催日	5月17日(木) 13:30~16:30	とちぎ福祉プラザ 301会議室
参加費	1人1万円(税込) TMC非会員:2万円(税込)	※定員20名(先着順)
目的	管理職の労務管理能力向上	
概要	・注意すべき労務管理のポイント(入社から退職まで) ・労働時間管理、給与の注意点、社員の健康管理、メンタルヘルス ・ハラスメント対策、労使トラブル対処策 等	

## 2. 働きぶり改革推進セミナー 管理職育成の課題と解決策とは

開催日	5月30日(水) 14:00~16:00	とちぎ福祉プラザ 2階第1研修室
参加費	1人5000円(税込) TMC非会員:1万円(税込)	※定員50名(先着順)
目的	現場から実行させる「働きぶり改革」のための課題と解決策のポイント理解	
概要	・生産性向上のための同一労働・同一賃金、目標管理、時間管理とは ・多様な働き方の制度と業務のバックアップとは ・それぞれの会社に合わせた「働きぶり改革」の推進とは 等	

# マイナンバー回収徹底を

平成30年5月以降、雇用保険手続において、マイナンバーの記載が無いと職安で受付されなくなります。また、社会保険手続でもマイナンバーの記載が求められています。社員からのマイナンバー回収とTMCへの連携をお願い致します。

# 定年後の無期雇用転換権対策

労働契約法の特別措置法

労働契約法に基づく無期雇用転換権は、定年到達後の再雇用者にも適用されます。

※対策:「第二種計画認定申請書」を労働局に提出し、認定を受ける。

→ 定年到達後に有期雇用契約を締結した者の無期雇用転換権が除外される。

# 建設業 経審加点の改正

平成30年4月1日改正

経営事項審査のうち、経営規模等評価の項目・基準が改正されました。

### 1. W点のボトム撤廃

現行:社会性等の評点が0点に満たない場合は0とみなす。

改正後:マイナス値であっても合計値のまま計算

### 2. 防災活動への貢献の状況(W3)

防災協定を締結している場合の加点 15点→20点に改正

### 3. 建設機械の保有状況(W7)

①少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価。(次表の加点テーブル)

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

②営業用大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。